

子ども運動教育学科授業科目及び単位数（令和6年度入学生用）「24番代」

1 基礎科目

授業科目	種別	単位数		標準履修学年								備考						
				1年		2年		3年		4年								
		必修	選択	半期	通年	半期	通年	半期	通年	半期	通年							
教養基礎科目	導入演習	演習	2		○													
	情報処理	演習	2		○													
	学習基礎教養演習	演習	2		○													
	総合英語A(含外国語コミュニケーション)	演習	1		○													
	総合英語B(含外国語コミュニケーション)	演習	1				○											
	総合英語C(含外国語コミュニケーション)	演習	1				○											
	総合英語D(含外国語コミュニケーション)	演習	1							○								
教養 展 開 科 目	スポーツと哲学	講義	2	○		○		○									3分野から1科目 以上計6単位以上 選択必修	
	スポーツと現代思想	講義	2	○		○		○										
	心理学概論	講義	2	○		○		○										人文分野
	人の心と行動	講義	2	○		○		○										
	ことばと人間A	講義	2				○											
	ことばと人間B	講義	2				○											
	クリケットの発展から見える世界史とその実際	講義	2	○														
	日本の文化I	講義	2	○														
	日本の文化II	講義	2	○														
	社会学概論	講義	2	○			○		○									社会分野
	社会構造と人間関係	講義	2	○			○		○									
	消費経済とスポーツ	講義	2	○			○		○									
	世界経済・日本経済とスポーツ	講義	2	○			○		○									
	法学	講義	2	○			○		○									
	歴史学入門	講義	2	○			○		○									
	歴史と人間	講義	2	○			○		○									
	生物科学	講義	2	○			○		○									自然分野
	エコロジー概論	講義	2	○			○		○									
	教養数学	講義	2	○			○		○									
	自然災害と人間	講義	2	○			○		○									
体育系大学の基礎教養	講義	2		○														
仙台大学の専門教養演習Ⅰ	演習	2						○									「認定」科目	
仙台大学の専門教養演習Ⅱ	演習	2								○								
仙台大学の専門教養演習Ⅲ	演習	2										○						
海外文化科目	スポーツに何故英語が必要か	演習	2	○														
	英会話A	演習	2					○										
	英会話B	演習	2					○										
	英会話C	演習	2							○								
	スポーツ&イングリッシュ	演習	2							○								
	就職のための英語	演習	2							○								
	ロシア語Ⅰ	演習	2	○														
	ロシア語Ⅱ	演習	2	○														
	中国語Ⅰ	演習	2					○										
	中国語Ⅱ	演習	2					○										
	韓国語Ⅰ	演習	2					○										
	韓国語Ⅱ	演習	2					○										
	ドイツ語Ⅰ	演習	2							○								
	ドイツ語Ⅱ	演習	2							○								

授業科目	種別	単位数		標準履修学年								備考			
				1年		2年		3年		4年					
				必修	選択	半期	通年	半期	通年	半期	通年		半期	通年	
海外文化科目	日本語Ⅰ	演習	2	○											
	日本語Ⅱ	演習	2	○											
	日本語Ⅲ	演習	2	○											
	日本語Ⅳ	演習	2	○											
科人生設計	キャリアプランニングⅠ	講義	2	○											「認定」科目
	キャリアプランニングⅡ	講義	2			○									
	キャリアプランニングⅢ	講義	2					○							

- 注 1) 基礎科目は、教養基礎科目10単位、教養展開科目12単位以上及び人生設計科目6単位の計28単位以上を修得しなければならない。
- 2) 基礎科目で必要な単位を超えて修得した単位は、すべて卒業単位に含めることができる。
- 3) 単位互換科目として、放送大学及び学都仙台コンソーシアムが提供する科目を履修し単位を修得した場合、教養展開科目の単位修得として認定する。(詳細は規定等参照)

2 専門基礎科目

授業科目	種別	単位数		標準履修学年								備考			
				1年		2年		3年		4年					
				必修	選択	半期	通年	半期	通年	半期	通年		半期	通年	
講義	体育原理	講義	2	○											
	解剖・生理学	講義	2	○											
	スポーツ心理学	講義	2	○											
	スポーツ指導の基礎(含実習)	講義	2	○											
	幼少年体育論	講義	2			○									
	体育講義	講義	1	○											
	幼児体育論	講義	2	○											
	子どもと発育	講義	2	○											
	スポーツ社会学	講義	2	○											
	スポーツバイオメカニクス	講義	2			○									
	運動生理学	講義	2			○									
	実技	体力トレーニング	実技	1	○										
子どもとあそび		実技	1	○											
陸上競技		実技	1	○											
器械運動		実技	1			○									
水泳		実技	1	○											
バレーボール		実技	1	○											
バスケットボール		実技	1			○									
ハンドボール		実技	1			○									
サッカー		実技	1			○									
ラグビー		実技	1			○									
柔道		実技	1	○											
剣道		実技	1	○											
ダンスⅠ		実技	1	○											
海浜実習		実技	1	○											
スキーⅠ		実技	1	○											
スケート	実技	1	○												
キャンプ	実技	1			○										

- 注 1) 専門基礎科目は、講義及び実技科目について、計23単位以上を修得しなければならない。
- 2) 専門基礎科目で必要な単位を超えて修得した単位は、すべて卒業単位に含めることができる。

3 発展科目

授 業 科 目	種 別	単位数		標準履修学年								備 考	
				1 年		2 年		3 年		4 年			
		必修	選択	半期	通年	半期	通年	半期	通年	半期	通年		
幼児体育指導論	講義	2				○							
教育の基礎理論B	講義	2				○							
子どもの心理学Ⅰ	講義	2				○							
子どもの心理学Ⅱ	講義	2				○							
子どもとリズム表現	実習	1						○					
社会福祉	講義		2	○									
子ども家庭福祉	講義		2			○							
子ども家庭支援論	講義		2			○							
幼児健康教育論	講義		2					○					
子どもの保健	講義		2					○					
子どもの健康と安全	演習		1					○					
子どもの理解と援助	演習		1					○					
子どもの食と栄養	演習		2					○					
子どもの安全管理	講義		2					○					
幼少年スポーツ教育論	講義		2					○					
スポーツ医学概論	講義		2	○									
運動障害救急法(含実習)	講義		2			○							
運動学(含運動方法学)	講義		2			○							
スポーツ栄養学	講義		2			○							
スポーツ史	講義		2			○							
衛生・公衆衛生学	講義		2			○							
卒業研究Ⅰ	演習		2					○					
卒業研究Ⅱ	演習		4									○	

- 注 1) 発展科目は、必修を含め19単位以上を修得しなければならない。
 2) 発展科目で必要な単位を超えて修得した単位は、すべて卒業単位に含めることができる。

4 応用科目

授 業 科 目	種 別	単位数		標準履修学年								備 考	
				1 年		2 年		3 年		4 年			
		必修	選択	半期	通年	半期	通年	半期	通年	半期	通年		
日本国憲法	講義		2			○							
学生アスリートのための社会人基礎力	講義		2			○							
スポーツ計量学	講義		2					○					
教育の制度B	講義		2			○							} 2単位 選択必修
教育と社会	講義		2			○							
幼児理解の理論と方法 (教育相談、カウンセリング基礎を含む)	講義		2			○							
教育方法論B	講義		2					○					
保育内容指導論	演習		2					○					
乳児保育Ⅰ	講義		2			○							
乳児保育Ⅱ	演習		1			○							
社会的養護Ⅰ	講義		2			○							
社会的養護Ⅱ	演習		1					○					
障害児保育	演習		2					○					
子育て支援	演習		1					○					
教職論C	講義		2	○									
音楽表現Ⅰ	演習		2	○									
音楽表現Ⅱ	演習		2	○									

授 業 科 目	種 別	単位数		標準履修学年								備 考	
				1 年		2 年		3 年		4 年			
		必修	選択	半期	通年	半期	通年	半期	通年	半期	通年		
子どもと健康	演習		2			○							
子どもと人間関係	演習		2	○									
子どもと環境	演習		2	○									
子どもと表現	演習		2			○							
子どもと言葉	演習		2					○					
保育原理	講義	2		○									
保育の教育課程（含保育の計画と評価）	講義	2						○					
保育内容総論	演習	2		○									
保育内容演習（健康）	演習	2				○							
保育内容演習（人間関係）	演習	2						○					
保育内容演習（環境）	演習	2						○					
保育内容演習（言葉）	演習	2						○					
保育内容演習（表現）	演習	2				○							
スポーツコーチング概論	講義		2			○							
スポーツトレーナー概論	講義		2			○							
スポーツマネジメント概論	講義		2			○							
アスリート育成論	講義		2					○					
テーピング	実技		1	○									
レクリエーション実技Ⅰ	実技		1	○									
体操（含体づくり運動）	実技		1			○							
新体操	実技		1			○							
エアロビックダンス	実技		1					○					
テニス	実技		1	○									
卓球	実技		1	○									
バドミントン	実技		1	○									
ソフトボール	実技		1					○					
データサイエンスⅠ	講義		2			○							
データサイエンスⅡ	講義		2			○							
データ処理の基礎	講義		2					○					
ボランティア活動実践A	実習		1	○									「認定」科目
ボランティア活動実践B	実習		1			○							
ボランティア活動実践C	実習		1					○					
ボランティア活動実践D	実習		1							○			
海外短期研修A	実習		1	○		○		○		○			「認定」科目
海外短期研修B	実習		1	○		○		○		○			
海外短期研修C	実習		1	○		○		○		○			
海外短期研修D	実習		1	○		○		○		○			

注 1) 応用科目は、必修・選択必修を含め26単位以上修得しなければならない。
2) 応用科目で必要な単位を超えて修得した単位は、すべて卒業単位に含めることができる。

5 資格関連科目

授 業 科 目	種 別	単位数		標準履修学年								備 考	
				1 年		2 年		3 年		4 年			
		必修	選択	半期	通年	半期	通年	半期	通年	半期	通年		
保育実習Ⅰ	実習		4							○			
保育実習Ⅱ	実習		2								○		
保育実習Ⅲ	実習		2								○		

授 業 科 目	種 別	単位数		標準履修学年								備 考	
				1年		2年		3年		4年			
		必修	選択	半期	通年	半期	通年	半期	通年	半期	通年		
保育実習指導Ⅰ	演習		2			○			○				
保育実習指導Ⅱ	演習		1								○		
保育実習指導Ⅲ	演習		1								○		
保育実践演習	演習		2								○		
幼稚園教育実習Ⅰ（事前事後指導）	講義		1					○			○		
幼稚園教育実習Ⅱ	実習		4								○		
特別支援教育論（幼児）	講義		2					○					
教職総合演習（幼稚園）	演習		2					○					
教職実践演習（幼稚園）	演習		2								○		

注 資格関連科目は、修得した単位は、すべて卒業単位に含めることができる。

6 自由科目

授 業 科 目	種 別	単位数		標準履修学年								備 考	
				1年		2年		3年		4年			
		必修	選択	半期	通年	半期	通年	半期	通年	半期	通年		
レクリエーション実技Ⅱ	実技		1			○							
レジャー・レクリエーション論	講義		2			○							
スポーツマネジメント実習Ⅰ	実習		1			○							
運動器の解剖と機能Ⅰ	講義		2			○							
スポーツトレーニング論	講義		2			○							
スポーツ医学A	講義		2			○							
スポーツ医学B	講義		2					○					
コンディショニング論	講義		2					○					
コンディショニング実習	実習		1					○					
体育原理	講義		2	○									
解剖・生理学	講義		2	○									
運動学（含運動方法学）	講義		2			○							
運動生理学	講義		2			○							
スポーツバイオメカニクス	講義		2			○							
スポーツ心理学	講義		2	○									
スポーツ社会学	講義		2	○									
スポーツ経営学	講義		2	○									
スポーツ医学概論	講義		2	○									
スポーツ栄養学	講義		2			○							
スポーツ史	講義		2					○					
体力トレーニング	実技		1	○									
体操（含体づくり運動）	実技		1			○							
陸上競技	実技		1	○									
器械運動	実技		1			○							
水泳	実技		1	○									
バレーボール	実技		1	○									
バスケットボール	実技		1			○							
ハンドボール	実技		1			○							
サッカー	実技		1			○							
ラグビー	実技		1			○							
柔道	実技		1	○									
剣道	実技		1	○									
ダンスⅠ	実技		1	○									
海浜実習	実技		1	○									

授 業 科 目	種 別	単位数		標準履修学年								備 考	
				1 年		2 年		3 年		4 年			
		必修	選択	半期	通年	半期	通年	半期	通年	半期	通年		
スキー I	実技		1	○									
キャンプ	実技		1	○									
スケート	実技		1	○									
衛生・公衆衛生学	講義		2			○							
学校保健学	講義		2					○					
バドミントン	実技		1	○									
ソフトボール	実技		1					○					
野球	実技		1					○					
卓球	実技		1	○									
テニス	実技		1					○					
教育の基礎理論 A	講義		2			○							
教育の心理	講義		2			○							
教育の制度 A	講義		2			○							
教育課程論	講義		2					○					
保健体育科教育論 I	講義		2			○							
保健体育科教育論 II	講義		2					○					
保健体育科教育論 III	講義		2					○					
保健体育科教育論 IV	講義		2					○					
教育方法論 A (ICT 活用含む)	講義		2					○					
教育相談	講義		2			○							
教職論 A	講義		2	○									
特別支援教育論 (児童生徒)	講義		2					○					
道徳教育論	講義		2					○					
「総合的な学習の時間」論	講義		2					○					
特別活動論	講義		2			○							
生徒指導論 A (含進路指導及びキャリア教育の理論及び方法)	講義		2					○					
教育実習 I	講義		1					○					
教育実習 IV	実習		4									○	
教職実践演習 (中・高)	演習		2								○		

注 修得した単位は、卒業単位に含めない。

仙台大学教育課程及び履修方法に関する規程<子ども運動教育学科>(令和6年度入学生用)「24番代」

趣 旨

(趣旨)

第1条 仙台大学学則(以下「学則」という。)第34条の規定に基づき教育課程及び履修方法については、学長裁定事項として教授会意見聴取のうえ、学長が定める。

(保育士資格の取得)

第2条 本学科は児童福祉法に基づく保育士養成施設であり、本学科に所属する学生は保育士資格の取得に努めなければならない。

教育課程

(教育課程の編成方法)

第3条 教育課程は、各授業科目を必修科目及び選択科目に分け、これを各年次に配分して構成する。

(授業科目の区分)

第4条 授業科目は、基礎科目、専門基礎科目、発展科目、応用科目及び自由科目に分ける。

2 基礎科目は、教養基礎科目、教養展開科目(人文分野・社会分野・自然分野)、海外文化科目及び人生設計科目に分ける。

(授業科目及び単位数)

第5条 授業科目及び単位数は、別表のとおりとする。

授業の方法

(授業の方法)

第6条 授業は、講義、演習、実験、実習、若しくは実技のいずれかにより、又はこれらの併用により行う。

教育科目の履修

(基礎科目)

第7条 基礎科目については、教養基礎科目の7科目10単位(必修)、教養展開科目から6科目12単位以上、及び人生設計科目の3科目6単位(必修)、計28単位以上を修得しなければならない。なお、教養展開科目で必要な単位を超えて修得した単位は、すべて卒業単位に含めることができる。

2 基礎科目のうち海外文化科目については、修得した単位を、すべて卒業単位に含めることができる。

3 単位互換により修得した単位は、教養展開科目(人文分野・社会分野・自然分野)に含めることができる。単位互換の詳細については、学長決定として、学長が別に定める。

4 本条第1項にかかわらず、外国人留学生に関しては、教養基礎科目については、「総合英語A(含外国語コミュニケーション)」、「総合英語B(含外国語コミュニケーション)」、「総合英語C(含外国語コミュニケーション)」、「総合英語D(含外国語コミュニケーション)」に替えて「日本語Ⅰ」、「日本語Ⅱ」、「日本語Ⅲ」、「日本語Ⅳ」の4科目8単位(必修)を修得しなければならない。

また、教養展開科目について、「日本の文化Ⅰ」、「日本の文化Ⅱ」の2科目4単位(必修)を含む8科目16単位以上を修得しなければならない。

(専門基礎科目)

第8条 専門基礎科目については、講義科目11科目21単位及び実技科目2科目2単位以上(必修)計23単位以上修得しなければならない。

2 専門基礎科目で、必要な単位を超えて修得した単位は、すべて卒業単位に含めることができる。

(発展科目)

第9条 発展科目については、必修を含め19単位以上を修得しなければならない。必要な単位を超えて修得した単位は、すべて卒業単位に含めることができる。

(応用科目)

第10条 応用科目は、必修・選択必修科目を含め26単位以上修得しなければならない。必要な単位を超えて修得した単位は、すべて卒業単位に含めることができる。

(資格関連科目)

第11条 資格関連科目は、修得した単位全て卒業単位に含めることができる。

(自由科目)

第12条 自由科目は、学長裁定事項として教授会意見聴取のうえ、学長が別に定める他学科科目とする。修得した単位は卒業単位に含めない。

(履修の手続)

第13条 学生は、あらかじめ履修しようとする授業科目を決め、履修の登録をしなければならない。履修手続きについては、学長決定事項として、学長が別に定める。

2 前項の履修登録を行っていない授業科目は、履修することができない。

(C A P制)

第13条の2 学科・学年を問わず、1年間に履修登録できる単位数の上限を49単位とし、それを超えての履修登録はできない。

2 前項に関わらず、成績等により上記の単位数を超えて履修登録することができる。

3 第1項及び第2項に係るC A P制の運用に関する事項は、学長指示事項として必要により教授会の意見を求め、学長が別に定める。

(履修の取消)

第14条 履修登録した授業科目を途中で取り消す場合は、所定の手続きによって担当教員の許可を得るものとする。

(定期試験)

第15条 定期試験は、原則として学期末に行う。但し、必要があるときは、この限りではない。

2 試験は、筆答試験、レポート、口述試験等のいずれか又は併用によって行われる。但し、実験、実習及び実技については、平常の成績及び定められた課題によって行う。

(受験資格、受験方法等)

第16条 受験資格、受験方法等については、学長決定事項として、学長の命により教務委員会が別に定める。

(試験における不正行為)

第17条 試験において不正行為があった場合は、当該学期に受験した全科目を無効とする。

(追試験)

第18条 病気及び単位互換に伴う単位認定試験受験など、その他やむを得ない事由により試験を受けることができなかった者は、追試験を受けることができる。その詳細については、学長決定事項として、学長の命により教務委員会が別に定める。

(特別試験)

第19条 不合格となった授業科目の再試験は行わない。但し、卒業又は本学で認める資格取得に必要な科目の一定の単位が不足している者については、特別試験を行う。その詳細については、学長決定事項として、学長の命により教務委員会が別に定める。

(成績評価)

第20条 成績評価は、学年末又は授業が終わった学期末に行われる。

2 評価は、原則として試験の成績及び平常の学業成績に基づいて行われる。

3 履修成績の評価の区分は次に掲げるとおりとし、「可」以上を合格とする。

- ・「秀」 90点以上
- ・「優」 80点以上から89点まで
- ・「良」 70点以上から79点まで
- ・「可」 60点以上から69点まで
- ・「不可」 60点未満
- ・「放棄」 総授業時間数の3分の2未満の出席又は定期試験未受験等

4 前項にかかわらず、一部の科目については、次に掲げるとおりとし、「認定」を合格とする。

- ・「認定」 60点以上
- ・「不可」 60点未満
- ・「放棄」 総授業時間数の3分の2未満の出席又は定期試験未受験等

5 学則第31条の2、第31条の3、及び第32条の規程に基づき認定した単位等の評価は、「認定」とする。

6 大学教育における成績評価基準の標準化及び厳格な成績評価のために、G P A (グレードポイントアベレー

ジ)による成績評価を行う。GPAの運用に関する事項は、学長指示事項として必要により教授会の意見を求め、学長が別に定める。

(再履修)

第21条 修得した授業科目は再履修することができない。

(単位の取消)

第22条 すでに修得した授業科目の単位は取り消すことができない。

(履修単位の保留)

第23条 当該学期の学費が未納の場合は、納入されるまでの間、履修した授業科目の単位は保留される。

(履修成績の通知)

第24条 履修成績は、成績通知書により通知する。

(修学改善勧告及び退学処分)

第25条 1年間に履修した授業科目につき、16単位以上を修得できない者(卒業単位を修得した者又は従前の修学状況等により修学改善勧告を行うことが適当でないと判断される者を除く)に対し、学長裁定事項として教授会意見聴取のうえ、学長が修学改善勧告を行う。

2 修学改善勧告を受けた者で、次年度においても改善の意思がないと判断される者については学則第38条に基づき退学処分とする。

(規程の改廃)

第26条 この規程は、学長裁定事項として教授会意見聴取のうえ、学長が改廃する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

1 この規程は、平成30年4月1日から施行する。

2 この規程の第4条は、平成29年度入学生から適用する。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

(1) 試 験 細 則

(趣旨)

第1条 この細則は、「教育課程及び履修方法に関する規程」(以下「規程」という。)第15、16、17、18、19条の規定に基づき、試験に関して学長指示事項として必要により教授会の意見を求め、学長が定める。

(試験の種類)

第2条 試験は、定期試験、追試験又は特別試験とする。

(定期試験)

第3条 定期試験は、「規程」第15条に定めるとおりとする。

(追試験)

第4条 追試験は、「規程」第18条に定めるとおりとする。

2 定期試験を受けることができないため追試験を受けようとする者は、その理由を明らかにする書類を添え、原則として授業終了日までに教育企画課に届け出て、追試験願を提出しなければならない。

3 追試験を許可された者は、所定の手数料を納入しなければならない。但し、病気及び単位互換に伴う単位認

定試験受験など、やむを得ない事由による追試験受験の場合は、手数料を徴収しない。

4 追試験は、当該学年の成績提出期限までに行うことを原則とする。

(特別試験)

第5条 特別試験は、「規程」第19条に定めるとおりとする。

2 特別試験は、卒業年次に履修した科目で、合格点に達しなかった科目4科目以内の学生に限り、受けることができる。

3 特別試験を受ける者は、教育企画課に届け出てその指示を受け、所定の手数を添えて特別試験願を提出しなければならない。

4 特別試験は、学長決定事項として、学長が別に定める期間に行う。

(受験資格)

第6条 試験を受ける者は、次に掲げる各号を満たす者でなければならない。

一 試験を受けようとする授業科目を、その学年において登録していること。

二 同一科目について前年度までに単位を修得していないこと。

三 各履修科目の総授業時数の3分の2以上出席していること。

(受験の方法)

第7条 筆答試験を受ける者は、指定の日時・試験会場で受験しなければならない。レポート試験、又は口述試験を受ける者は、担当教員の指示により受験するものとする。

(細則の改廃)

第8条 この細則は、学長指示事項として必要により教授会の意見を求め、学長が改廃する。

附 則

この細則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成31年4月1日から施行する。

(2) 受 験 心 得

受験に際しては、以下の事項を厳守すること。

- 1 指定された試験の日時・試験場で受験すること。
- 2 学生証は必ず携帯し、指定の座席の机の上に提示すること。
- 3 持込みを許可されたもの以外は、すべて腰掛の下に置くこと。(机の中に入れてはいけないこと。)
- 4 机上にまぎらわしい文字が書き込んである場合は、挙手し、監督の点検を受けること。
- 5 教室の机、腰掛を監督者の許可なく、移動してはならない。
- 6 受験者は、試験開始後20分以上経過した場合は、入室できない。また、受験開始後30分を経過するまでは退室することはできない。
- 7 答案用紙を持ち帰ってはならない。
- 8 受験者は、試験場内において、一切不正な行為をしてはならない。
- 9 不正行為があった場合は、「仙台大学教育課程及び履修方法に関する規程」第17条により、当該学期に受験した全科目が無効となる。さらに、その他の処分が学長指示事項として必要により教授会の意見を求め、学長が決定することがある。
- 10 その他、試験場においては、すべて監督者の指示に従わなければならない。